

三原市雨水排水ポンプ場電力供給委託契約書
(長期継続契約)

三原市（以下「発注者」という。）と・・・・・・（以下「受注者」という。）とは、宮沖ポンプ場、皆実ポンプ場、和田ポンプ場、明神ポンプ場、港町第2ポンプ場、東町ポンプ場、及び新倉ポンプ場で使用する電力の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 受注者は、別紙三原市雨水排水ポンプ場電力供給仕様書（別表1）（以下「仕様書」という。）に基づき発注者の宮沖ポンプ場、皆実ポンプ場、和田ポンプ場、明神ポンプ場、港町第2ポンプ場、東町ポンプ場、及び新倉ポンプ場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額（消費税及び地方消費税額を含む。）は、契約単価表（別表2）のとおりとする。なお、この需給期間中において、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における契約金額に含まれる消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(特約事項)

第5条 本契約は、本契約にかかる発注者の令和4年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。

2 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更又は解除することができる。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第8条 予定使用電力量は、発注者の都合により変動することができるものとする。

(契約電力の決定)

第9条 各月の契約電力の決定については、その1月の30分最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(使用電力量の検針)

第10条 毎月の電力量の検針日は、発注者、受注者協議のうえ定めるものとし、受注者は検針

日に電力量計に記録された指示数の読み（自動検針含む）により使用電力を算定する。

2 前項の使用電力量は、発注者の職員の確認を受けて確定するものとする。

（電気料金の算定）

第11条 電気料金は、基本料金及び電力量料金の合計額から割引料金を引いた額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）とする。

2 基本料金は、契約電力に第2条に規定する基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、仕様書に定めのある力率の変動に伴い、基本料金の請求額を変動させることができる。

3 電力量料金は、前条第1項の規定により読み取った1月（前月の計量日から当月の計量日前日までの期間をいう。）の使用電力量に第2条の使用電力量に対する単価を乗じて得た額とする。ただし、燃料費調整を行う場合は、当該地域の旧一般電気事業者の定める燃料費調整単価を上回らないようにすることとしたうえで、受注者の電気需給約款に定める燃料費調整制度により算定するものとする。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により、経済産業大臣が定めた額に基づき定めるものとする。

（電気料金の支払い）

第12条 受注者は、前条の規定により算定された額を1か月ごとに請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により請求があったときは、受注者が指定した期日までに当該請求金額を支払うこととする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した電気料金を支払わない場合においては、発注者は、受注者に支払期日の翌日から支払うまでの日数に応じて、未支払いの電気料金につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で算定した遅延利息を支払うものとする。

（請求方法）

第13条 前条の規定による電気料金の請求は、全需要場所を集約して当該契約について一つにまとめ、書面により行うこととする。

2 請求の際には、書面の請求書の他に、需要場所ごとの内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を電子データ（CSV形式又はExcel形式）により提供することとする。

（契約の解除）

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が、この契約に違反したとき。

(2) 受注者が、仕様書記載の各業務にかかる履行期限までに委託業務を完了する見込がない又は適正に業務を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 委託業務の実施につき、受注者に不正の行為があったとき。

(4) 受注者が、正当な理由がないのに発注者の指示に従わないとき。

(5) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人

の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

- (6) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (10) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (11) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (12) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前2項の規定によつて契約を解除したときは、契約保証金は、発注者の所得となる。保証金を納入しないときは、受注者は損害賠償として契約金額（単価契約の場合は当初想定していた総額）の10パーセントに相当する額を発注者に納入しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものでないものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（契約解除後の処理）

第16条 契約を解除した場合には、第1条に規定する義務は消滅する。

2 契約を解除した際、発注者が既に電力の供給を受けている場合には、基本料金は、第2条に定める額を契約解除の日までの日数に基づき、日割りで算出した額とし、その他の電気料金は、契約解除の日までに使用した電力量に基づき算出して得た合計額から割引料金を引いた額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）とし、第12条の例により、発注者は受注者に支払うものとする。

（秘密の保持）

第17条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

2 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を開示する場合は、事前にその内容を相手方に通知するものとする。

（疑義の解決）

第18条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、広島地方裁判所とする。

（関係書類の整備）

第19条 受注者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、委託業務完了日の属する年度の次年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

（疑義の解決）

第20条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 三原市
代表者 三原市長 岡田吉弘 印

受注者 住 所
氏 名 印

三原市雨水排水ポンプ場電力供給仕様書

区分	仕様内容
需要場所	別添資料 1 「需要場所等一覧」 のとおり
予定契約電力 (kW) 予定使用電力量 (kWh)	別添資料 2 「予定契約電力・予定使用電力量一覧」 のとおり
供給電気方式	交流 3 相 3 線式
標準電圧	6,000V
標準周波数	60Hz
受電方式	1 回線受電
標準力率	100% 当該月の力率が 85% を上回る場合は、その上回る 1% につき基本料金を 1% 割り引き、当該月の力率が 85% を下回る場合は、その下回る 1% につき基本料金を 1% 割り増す。
履行期間 (供給期間)	令和 4 年 4 月 1 日 0:00 から 令和 5 年 3 月 31 日 24:00 まで
検針方法	自動検針(検針日は原則毎月 1 日)
電力量計 (自動検針装置)	中国電力株式会社の仕様による電力需給用複合機 (通信機能付)
需給地点	構内第一柱の開閉器の電源側接続点
保安責任分界点	需給地点に同じ
財産分界点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電力の確保	電力供給側の事故や災害により、需要場所への電力供給が停止した場合には、業務に支障が生じることがないように努めること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。 ・対象施設は、現在運用中の雨水ポンプ場であるため、計量器の取替作業の際は、停電等による施設への影響を最小限とするよう配慮すること。 ・この仕様書に定めのない供給条件については、当該地域を所轄する一般電気事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件（電気契約要綱）等を基に協議するものとする。

別添資料 1

需要場所等一覧

No.	需要場所	所在地	供給地点特定番号
1	宮沖ポンプ場	三原市宮沖一丁目 1 番 3 号	0712589176161010000000
2	皆実ポンプ場	三原市皆実五丁目 13 番 24 号	0712589176171010000000
3	和田ポンプ場	三原市和田一丁目 1 番 17 号	0712589176181010000000
4	明神ポンプ場	三原市明神三丁目 24 番 10 号	0712589176191010000000
5	港町第 2 ポンプ場	三原市港町三丁目 840 番地 11	0712589176201010000000
6	東町ポンプ場	三原市東町一丁目 3 番 8 号	0712589176211010000000
7	新倉ポンプ場	三原市新倉二丁目 4 番 20 号	0712589176221010000000

別添資料2

契約電力・予定使用電力量一覧

予定使用電力量は、令和2年10月から令和3年9月までの使用実績と同一です。
 夏季とは7月1日から9月30日までの期間をいい、その他季とは夏季以外の期間をいいます

No.	対象施設	契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)												合計	夏季	その他季
			令和4年						令和5年								
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	宮沖ポンプ場	59	2770	2815	3290	2878	3678	2878	3026	2924	2641	2644	3024	3260	35,828	9,434	26,394
2	皆実ポンプ場	159	1398	1339	1484	1409	2002	1409	1496	1451	1373	1386	1403	1282	17,432	4,820	12,612
3	和田ポンプ場	54	4427	5267	6478	5599	6970	5599	5651	5666	4539	4298	4494	3971	62,959	18,168	44,791
4	明神ポンプ場	60	4258	4003	5332	4675	6140	4675	4292	3928	3587	3953	3909	3612	52,364	15,490	36,874
5	港町第2ポンプ場	87	1059	954	1016	879	1139	879	880	969	909	1195	1288	1043	12,210	2,897	9,313
6	東町ポンプ場	46	1866	1975	2381	1962	4695	1962	3533	1909	1692	1716	1990	1591	27,272	8,619	18,653
7	新倉ポンプ場	93	4763	4424	5050	4567	5792	4567	4121	4110	3905	4143	4358	3811	53,611	14,926	38,685
	計	558													261,676	74,354	187,322

別表2

契約単価表

No.	需要場所	基本料金 (円/kW)	電力量料金(円/kWh)	
			夏季	その他季
1	宮沖ポンプ場			
2	皆実ポンプ場			
3	和田ポンプ場			
4	明神ポンプ場			
5	港町第2ポンプ場			
6	東町ポンプ場			
7	新倉ポンプ場			